

時間外勤務手当 休日勤務手当 分含む	正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 勤務1時間に対して100分の125から150までの範囲内で支給 ※この他の支給額については安平町職員の給与に関する条例を参照願います。	同		15,038 千円	135,472 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して100分の125から150までの範囲内において支給 ※この他の支給額については安平町職員の給与に関する条例を参照願います。			0 千円	0 円
宿日直手当	勤務1回につき4,200円常直的な宿直勤務にあつては、月額21,000円(現在、職員による宿直は行っていません。)	同		0 千円	0 円
管理職手当	課長職・・・月額 49,800円 参事職・・・月額 41,500円 補佐職・・・月額 31,700円 課長職は22年度から62,300円 参事職は22年度から51,900円	同		24,405 千円	488,092 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。勤務1回につき12,000円を超えない範囲内において規則で定める額	同		0 千円	0 円
寒冷地手当	毎年10月から翌年2月までの各月の初日において在職する職員のうち規則で定める職員に支給する。 世帯主で扶養親族のある職員 月額 26,380円 世帯主で扶養親族のない職員 月額 14,580円 その他の職員 月額 10,340円	同		16,860 千円	109,479 円
児童手当	12歳未満の児童を養育し、前年所得が一定未満のとき ・第2子まで 5,000円 ・第3子以降10,000円 ※3歳児未満については、第1子・第2子に関係なく3歳到達月まで10,000円支給	同		6,485 千円	129,700 円

該当人数については、支給月において変動いたしますが、最大人数で記載しています。  
平均支給年額については、該当人数を割り小数点以下は切り捨てしています。